

宇多津ゴルフ練習場会員 IC カードご利用約款

(目的)

第1条 この約款は、JR四国ステーション開発株式会社（以下「当社」という。）が営業する宇多津ゴルフ練習場（以下「当施設」という。）の会員に発行する IC カード（以下「カード」という。）のサービス内容と利用条件を定めることを目的とします。

(入会等)

第2条 入会は「宇多津ゴルフ練習場会員入会申込書兼 IC カード申込書」により行うものとし、会員にはカードを発行します。カード発行手数料の初回時は無料です。

2 カードへの入金は、1,000円単位とし、入金（チャージ）限度額は30,000円です。

(利用の範囲)

第3条 カードは、会員ご本人様のみご利用できます。他人への貸与、譲渡はできません。

2 カードは、当施設の「施設利用料」「球貸し」「時間貸し」の支払いにご利用いただけます。

(使用方法)

第4条 当施設を利用するときはフロントで受付操作を行い、終了したときは終了操作を行った後、フロントで料金の精算支払いを行うものとします。

2 お客様が利用終了後、料金の精算支払いを行わず退場した場合は、当社にて精算処理を行います。

(制限事項)

第5条 受付時の残金が当施設を利用する最低料金に満たないときは受付ができません。

(カードの失効)

第6条 カードへの入金又はご利用した日から1年間とし、1年間ご利用がない場合は、本カードの未使用残高及びポイントは失効します。

(当社の免責事項)

第7条 カードの盗難又は紛失等により生じた損害については、当社はその責めを負いません。

(紛失再発行)

第8条 カードの盗難、紛失等による再発行は、お客様に再発行申込書を提出して頂き、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失、盗難したカードの残金及び残ポイントを移行し再発行の取扱いを行います。なお、再発行手数料は、300円です。

(1) 入会申込書兼 IC カード申込書により、お客様の氏名、住所、電話番号等の個人を特定できる情報が当社のシステムに登録されている場合。

(2) 公的証明書(運転免許証等)の提示により、再発行を申し込んだお客様が当該カードの記名人本人であることを証明できる場合。

2 後日紛失したカードを発見した場合でもカード再発行手数料の払い戻しは行いません。

(障害再発行)

第9条 カードの破損等によってご利用が不能となった場合で、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該カードの残額を移行しカードの再発行の取扱いを行うことがあります。

(退会及びカードの払い戻し)

第10条 お客様の都合による退会等の場合、カードの残額の払い戻しは行いません。

(約款の変更)

第11条 この約款は予告無しに変更することがあります。

「JR 四国グループ」

J R 四国ステーション開発株式会社

宇多津ゴルフ練習場

香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁 49

電話 0877-49-5621